

お取引先様 各位



「押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令」
における建築確認検査と住宅性能評価等の対応について

《 新受付票（審査受付票・各種届出等受付票・検査予約票）活用のお願い 》

日頃よりご愛顧を賜りまして、誠にありがとうございます。

建築確認検査申請及び住宅性能評価等（※1）申請様式から押印欄が廃止されたことから、
当社では、令和3年1月6日から本受付分より、申請書等の押印は、不要または任意としております。（※2）
あわせて設計図書の押印も不要または任意となります。

押印不要にできる業務の各種書類につきましては、押印欄を削除した新しい書式をご用意しております。

【1】押印不要にできる業務（令和3年4月1日時点）（※1）

建築確認検査	住宅性能評価	省エネ適合性判定
適合証明（フラット35）	長期優良住宅	BELS 評価
低炭素建築物	住宅性能証明	すまい給付金

【2】委任状は、下記のいずれか（令和3年4月1日時点）※2

- ①-1 建築主の押印（原本） ①-2 建築主の押印（原本の写し）
②-1 建築主の自署（原本） ②-2 建築主の自署（原本の写し）

【3】押印必要書類（令和3年4月1日時点）

- ① 安全証明書（構造計算により安全性を確かめた旨の証明書）{押印した書面（またはその写し）}
② 特定行政庁等により定められた書式（東京都施行細則様式等）{押印した書面の原本}
③ 建築主等変更届・取止め届・取下げ届 {押印した書面の原本}

【 当面の間、旧書式に押印不要でそのままご利用いただくことに支障ありません。 】

以上